

町立学校における熱中症対策指針

河合町教育委員会

令和7年6月

I はじめに

近年、学校における熱中症事故は各地で多発しており、気候変動の影響を考えると、今後も災害級とも言える暑さが懸念されます。

学校管理下において熱中症事故の発生を未然に防ぐためには、教職員が適確に判断し、円滑に対応できるよう、教職員の役割を明確にし、児童生徒等の安全を確保する体制を確立するために必要な事項を全教職員が共通して理解しておくことが大切です。

このたび、令和6年4月から改正気候変動適応法が全面施行され、令和3年度から全国運用されてきた熱中症警戒アラートが熱中症警戒情報として法に位置付けられるとともに、重大な健康被害が発生するおそれがある場合に発表される熱中症特別警戒情報が創設されました。また、令和6年8月に奈良県教育委員会において「奈良県学校における熱中症対策ガイドライン」が改訂されるなど熱中症対策が強化されたことを踏まえ、町立学校における熱中症対策指針を策定しました。各学校においては、学校保健安全法第29条の規定に基づき、危機管理マニュアルを作成し、熱中症事故の防止に努めていただいているところですが、更なる対策を徹底するため、熱中症特別警戒情報及び熱中症警戒情報発表時の対応や連絡体制の整備等を含めた危機管理マニュアルの見直し・改善、熱中症予防に関する職員研修や児童生徒等への指導等に、本指針を参考にさせていただきますようお願いします。

II 熱中症特別警戒情報及び熱中症警戒情報への対応について

気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、令和6年4月から気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律が施行されました。

改正された気候変動適法では、「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」の創設及び「熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）」の法定化等が措置されました。（表1）

	熱中症特別警戒情報	熱中症警戒情報
一般名称	熱中症特別警戒アラート	熱中症警戒アラート
位置づけ	気温が<u>特に</u>著しく高くなることにより熱中症による<u>人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある</u>場合 (全ての人が自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援) ※<u>過去に例のない広域的な危険な暑さを想定</u>	気温が著しく高くなることにより熱中症による<u>人の健康に係る被害が生ずるおそれがある</u>場合 (熱中症の危険性に対する気づきを促す)
発表基準	<u>都道府県内</u>において、<u>全ての</u>暑さ指数(WBGT)情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が<u>35</u>(予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合	<u>府県予報区等内</u>の<u>いずれか</u>の暑さ指数(WBGT)情報提供地点における、日最高暑さ指数(WBGT)が<u>33</u>(予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合
発表時間	<u>前日14時</u> 頃	前日 <u>17時</u> 頃及び当日 <u>5時</u> 頃
表示色	黒	紫

表1 気候変動適応法の改正の概要
(環境省・文部科学省:学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き(追補版)より再構成)

Ⅲ 発表時の対応について

(1) 熱中症特別警戒アラートの発表時

◎ 法令上の位置づけ

環境大臣は、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合に、熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)を発表し、関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないとされています。

【気候変動適応法第19条】

◎ 発表基準

特定の日における暑さ指数(WBGT)の最高値が、県内の全ての情報提供地点(6箇所)において35以上と予測される場合に熱中症特別警戒アラートが発表されます。熱中症特別警戒アラート発

表時は、過去に例のない危険な暑さであり、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるような、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあります。

なお、暑さ指数（WBGT）が35に達しない場合であっても、自然的社会的状況により、熱中症による国民の健康に重大な被害が生ずるおそれがあると認められるような場合も発表する場合がありますとされています。

【気候変動適応法施行規則第2条】

前日14時頃

熱中症特別警戒アラート発表

「熱中症特別警戒アラート」当日の学校教育活動について、町立学校は、**臨時休業**とします。
※ 夏季休業日および休日の部活動も、同様の対応としますが、部活動や地域クラブ活動における公式戦等、他の主催者の下で開催される事業に参加する際は、主催者の判断によるものとします。

学校長は環境省の関連サイトで確認してください。

環境省：熱中症予防情報サイト
熱中症特別警戒アラート・熱中症警戒アラートの発表状況
<https://www.wbgt.env.go.jp/alert.php>

奈良県内の暑さ指数情報提供地点（6箇所）の状況と予測
https://www.wbgt.env.go.jp/sp/wbgt_data.php?region=07&prefecture=64&tab=td



（２）熱中症警戒アラートの発表時

◎ 法令上の位置づけ

環境大臣は、気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合に、熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）を発表し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないとされています。

【気候変動適応法第18条】

◎ 発表基準

特定の日における暑さ指数（WBGT）の最高値が、奈良県内のいずれかの情報提供地点（6箇所）において33以上と予測される場合に熱中症警戒アラートが発表されます。

前日17時頃
当日 5時頃

熱中症警戒アラート発表

学校長は環境省の関連サイトで確認してください。

環境省:熱中症予防情報サイト
熱中症特別警戒アラート・熱中症警戒アラートの発表状況
<https://www.wbgt.env.go.jp/alert.php>



奈良県内の暑さ指数情報提供地点(6箇所)の状況と予測
https://www.wbgt.env.go.jp/sp/wbgt_data.php?region=07&prefecture=64&tab=td



IV 暑さ指数（WBGT）に応じた対応について

暑さ指数（WBGT）を用いた指針として、日本生気象学会による「日常生活における熱中症予防指針」、公益財団法人日本スポーツ協会による「熱中症予防運動指針」があります（表2）。これらの指針に基づき、暑さの段階に応じた熱中症予防のための行動の目安として以下を推奨します。

- 暑さ指数（WBGT）が31以上のとき、特別の場合（行事・部活動の公式試合等、延期や中止が困難な場合）以外は、運動は中止する。運動を続ける場合は、暑さ指数（WBGT）が31に達していない場所に変更する。もしくは、運動を伴わない活動に変更する。
- 当日の対応を検討するとともに全教職員で共通理解を図る。
 - ・ 登下校の仕方（服装や複数での登下校等）
 - ・ 教育活動の内容（冷房のない教室での活動、体育、各種行事、部活動）
 - ・ 児童生徒等への指導（こまめな水分補給、体調に異変があったらすぐに申し出させる等）
 - ・ 水泳学習実施の判断（対象者の学年、能力、水温、気温、暑さ指数（WBGT）等）
水温が高い場合は、オーバーフローを行う等、水温を適正に保つよう努める。
 - ・ 涼しく過ごせる環境の確保や、経口補水液・氷・アイスパック等の備えの確認
- 活動場所における暑さ指数（WBGT）を独自に測定する。
- 学校長は適切な熱中症対策が取られているか確認する。

暑さ指数 (WBGT)	日常生活における 注意事項※1	熱中症予防運動指針※2
31以上	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は、運動は中止する。特に子供の場合は中止すべき。
28以上 31未満	外出時は炎天下を避け室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒 (激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人は運動を軽減または中止する
25以上 28未満	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休憩を取り入れる。	警戒 (積極的に休憩) 熱中症の危険度が増すので積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では30分程度ごとに休憩をとる
21以上 25未満	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意 (積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意する とともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

※1 日本生気象学会『日常生活における熱中症予防指針 Ver. 4』(令和4年5月)より引用。

※2 日本スポーツ協会『熱中症予防運動指針』(令和元年5月)より引用。

表2 暑さ指数(WBGT)に応じた注意事項等(環境省:熱中症環境保健マニュアル2022より再構成)

V 各種活動実施の判断と教職員の役割分担

熱中症防止のためには、暑熱環境において各種活動を中止することを想定し、その判断基準と判断者及び伝達方法を各学校における危機管理マニュアル等において予め具体的に定め、教職員間で共通認識を図ることが重要です。

なお、暑さ指数(WBGT)に基づいて活動中止の判断に至らない場合においても、児童生徒等の様子をよく観察し、熱中症事故の防止に万全を期していただくようお願いします。